

件名	事業用油脂類（白灯油）の購入
納品（履行）場所	別紙の通り（ただし、発注者の指示により当局所有の他の場所を指示することがある。）
契約期間	令和6年10月1日 から 令和6年12月31日 まで
内容	<p>第1 規格・荷姿・数量について</p> <p>1 規格 J I S規格：J I S K 2 2 0 3 - 2 0 0 9</p> <p>2 荷姿 2 0 0リットルドラム缶詰</p> <p>3 数量 1 0, 0 0 0リットル</p> <p>※ 契約期間内予定数量については、あくまで予定であり、数量を保証するものではない。</p>
特記事項等	<p>第1 発注納入方法等について</p> <p>1 発注については、発注者が電話またはF A X等の連絡により行うものとする。</p> <p>2 原則として、発注の連絡を受けた日の翌々日（平日：月～金曜日に限る）までに納入すること。ただし、発注者が納入日等を指示した場合は、その指示に従い納入すること。</p> <p>3 納入に際し、物品の品質を損なうことのないよう運搬等を行うこと。</p> <p>第2 検収 納入に際しては、発注者の担当者の指示及び立会いのもとに納入するとともに、納品書を提出し、発注者の担当者の検収を受けなければならない。</p> <p>第3 検査 発注者が必要と認めた場合、納入品の抜取検査を行うことがある。検査の結果、不合格の場合は発注者の指示及び措置に従うものとする。</p> <p>第4 賠償責任 契約不履行による損害については、発注者より賠償請求を行うことがある。</p> <p>第5 支払い 毎月使用量を確定し、1ヶ月ごとに請求できるものとする。</p>

第6 その他

- 1 各種関係法令等を厳守すること。
- 2 納入にあたっては、発注者の業務の妨げとならないように実施すること。
- 3 事故等に関しては、受注者の責任において解決すること。
- 4 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。

別紙 納入場所の所在地

収集場所	所在地
西賀茂営業所 西賀茂営業所整備係	京都市北区西賀茂山ノ森町50
梅津営業所 梅津営業所応急棟	京都市右京区西院笠目町9他
梅津営業所整備場	京都市右京区西院西貝川町55-1
横大路営業所 横大路営業所整備係	京都市伏見区横大路橋本33-1
錦林出張所 錦林出張所整備係	京都市左京区浄土寺真如町155
九条営業所 九条営業所整備係	京都市南区東九条下殿田町70
烏丸営業所 烏丸営業所整備係	京都市北区小山北上総町49-1
洛西営業所 洛西営業所整備係	京都市西京区大枝東新林町2-1
自動車整備工場	京都市伏見区竹田西段川原町18
<p>※ 烏丸営業所施設内への搬出入車両は、地下施設であるため、車高3.5m以下とすること。</p>	